

令和6年5月までの職員の処遇改善及び介護職員処遇改善支援補助金による令和6年2月から令和6年5月の職員処遇改善について

1・処遇改善手当（ベースアップ加算分を含む）※令和5年度の改善額と同額

職 種	介護職員		ベースアップ加算分 (処遇改善に増額)	職 種	看護職員 機能訓練指導員	栄養士・調理員	事務職員・生活相談員・ 介護支援専門員、その他	ベースアップ加算分 (処遇改善に増額)	
	介護職員処遇改善加算				法人負担 <small>(令和2年7月から令和6年3月31日までの間は、令和2年度福祉充実計画からの負担)</small>				
正規職員 契約職員	夜勤を行なう職員	介護福祉士	18,000円/月	正 規 職 員	9,000円/月	8,000円/月	8,000円/月	6,000円/月	
		資格なし	15,000円/月						7,000円/月
	夜勤を行なわない職員	介護福祉士	13,000円/月	契 約 職 員	4,500円/月	4,000円/月	4,000円/月	4,000円/月	
		資格なし	11,000円/月						7,000円/月
パート職員	夜勤を行なう職員	介護福祉士	11,000円/月	パート職員	1月の出勤時間が104時間以上のもの	2,500円/月	2,000円/月	2,000円/月	2,000円/月
		資格なし	10,000円/月		1月の出勤時間が56時間以上、104時間未満のもの	2,000円/月	1,500円/月	1,500円/月	1,500円/月
	夜勤を行なわない職員	介護福祉士	8,000円/月		1月の出勤時間が56時間未満のもの	1,500円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月
		資格なし	7,000円/月		パート職員に支給する処遇改善手当及び特定処遇改善手当、ベースアップ手当については、令和6年5月分（令和6年6月に支払われる分）まで、現在の処遇改善の内容（月額支給）とする。令和6年2月から5月に支給される介護職員処遇改善支援補助金による処遇改善のみ時給にて支給する。				
夜勤を行なう 介護職員	深夜勤務手当処遇改善増額分		2,500円/月						

- ①処遇改善加算については、介護職員処遇改善加算を算定することで、手当の資源を確保するものであるため、運営状況の悪化等により、施設の稼働率が低下し、処遇改善加算による収入額が、当初予定していた額に達することが困難な場合は、その処遇改善手当額を減額することがある。介護職員以外の手当についても、介護職員に準じて減額することがある。
- ②処遇改善加算額が、介護職員の処遇改善手当額の総額を超過した場合は、処遇改善手当を増額、又は一時金として支給する。
- ③ベースアップ分は、ベースアップ加算を算定することで手当を支給する。支給方法は、毎月支払われる処遇改善手当に増額して支給する。補助金の総額が、支給する手当の総額を超える場合は、手当の増額又は一時金として支給する。ただし、稼働率の低下等により加算が減少した場合は、手当の減額及び、支給しないことがある。
- ※ 処遇改善手当については、介護職員処遇改善加算が算定不可、または、加算が廃止となった場合は、処遇改善手当は支給しない。また、別表中の介護職員以外の職員（看護職員・機能訓練指導員・栄養士・調理員・事務職員・生活相談員・介護支援専門員・その他の職員）の処遇改善手当についても支給しない。

2・特定処遇改善手当 ※令和5年度の改善額と同額

要 件	支 給 額				※ 加算の支給については、特定処遇改善手当として、毎月、給与支給日に支給する。
費用負担	介護職員等特定処遇改善加算				
A 経験・技能のある介護職員 <small>介護福祉士の資格を有し介護職員としての経験が10年以上の者（他の介護施設で職員として就労した期間を含む）</small>	①正規職員 17,000円/月	②契約職員 16,500円/月	③パート職員 15,500円/月		※ その他の職員で特定処遇改善手当の支給対象とならない管理者及び職員については、法人の負担によりその他の職員の正規職員と同額を支給する。
B 他の介護職員 <small>経験・技能のある介護職員以外の介護職員</small>	①介護福祉士の資格を有する者 11,000円/月	②介護福祉士の資格を有する者以外で常勤職員 9,000円/月	③介護福祉士の資格を有する者以外で非常勤職員 8,000円/月		
C その他の職員 <small>介護職員以外の職員（看護、事務、調理、掃除、洗濯等）</small>	①正規職員 6,500円/月	②契約職員 5,000円/月	③パート職員 1月の出勤時間が56時間以上 4,000円/月	④パート職員 1月の出勤時間が56時間未満 3,500円/月	

- ①特定処遇改善加算は、加算を算定することで手当の財源を確保するものであるため、運営状況の悪化等により施設の稼働率が低下し、特定処遇改善加算の算定額が、当初予定していた額に達することが見込めない場合は、特定処遇改善手当額を減額することがある。
- ②対象になる職員数の増減により、加算要件のグループ間の比率が変わる場合は、その加算要件を満たすよう、各グループの手当の金額を増減額し調整する。
- ③特定処遇改善加算額が、介護職員等の特定処遇改善手当額の総額を超過した場合は、処遇改善手当を増額、又は一時金として支給する。
- ④加算算定の要件を満たさなくなり、加算が算定できなくなった場合は、特定処遇改善手当は支給しない。

3・介護職員処遇改善支援補助金による介護職員等への処遇改善 処遇改善実施期間：令和6年2月から令和6年5月の給与支給分（支払月は令和6年3月から6月）

介護職員	改 善 内 容（正規職員は処遇改善手当の増額分と基本給増額分）		
正規職員	介護福祉士＋夜勤あり	介護福祉士又は夜勤のどちらかあり	+
	5,300円/月	5,000円/月	
契約・ パート職員	介護福祉士＋夜勤あり	介護福祉士又は夜勤のどちらかあり	
	時給24円 増額	時給22円 増額	

その他の職員	改善内容（正規職員は処遇改善手当増額と基本給の増額分とする）
正規職員	2,500円/月額 ＋ 令和6年4月・5月から給与2号給支給分
契約・パート職員	時給13円 増額